

## 処 分 基 準

令和4年3月15日作成

|  |
|--|
| 法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法  |
| 根 拠 条 項 : 第10条の8第3項  |
| 処 分 の 概 要 : 猟銃等保管業者の業務の廃止命令、停止命令   |
| 原権者(委任先) : 京都府公安委員会  |
| 法 令 の 定 め :<br>銃砲刀剣類所持等取締法第9条の7第3項(教習用備付け銃に関する措置命令)、<br>第10条の8第1項~第3項(猟銃又は空気銃の保管の委託)   |
| 処 分 基 準 :<br>猟銃等保管業者が、法第10条の8第2項において準用する法第9条の7第3項の<br>規定による命令に応じなかった場合に、当該命令違反等に起因する実害の発生の有<br>無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難さ<br>れるべき程度等を考慮し、業務の廃止命令等の処分を量定する。 |
| 問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室銃砲火薬・危険物係<br>(電話 075-451-9111 内線3052)  |
| 備 考 :  |